

## 事業者のみなさまへ「はかりの定期検査」のお知らせ

取引や証明に使用されている「はかり、分銅、おもり」は、その精度が適正であることを確認するため、計量法によって2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。なお、検査を怠った場合、計量法違反となり罰則が科せられる場合があります。

### 検査に該当する「はかり」の具体例

- ① 商店・スーパー等で肉や魚、惣菜等の重さを計量するはかり（取引用）
- ② 農産物納入時及び直売に使用する計量器（取引用）
- ③ 荷物運送業等で運賃計算に使用するはかり（取引用）
- ④ 学校、病院等で健康診断等に使う体重計（証明用）
- ⑤ 薬局・病院等で使用する薬調剤用のはかり（証明用）

役場では、定期検査（所在場所検査又は集合検査）に先立ち、はかりの種類等を確認する事前調査を行いますので、対象のはかりをお持ちの事業者様にご連絡ください。

事前調査及び定期検査の予定は下表のとおりです。

実施予定	内 容	実 施 者	実施場所
6月26日（金） まで	<b>事前調査</b> 検査対象となるはかりの種類、数の確認を行うためご連絡ください。なお、必要に応じ現地を確認する場合もございます。  （所在場所検査か集合検査かの判別もします）	檜葉町 産業創生課 0240-23-6105	各事業所 所在地  （料金は発生しません）
9月～11月中旬に 実施	<b>所在場所検査</b> <b>（電気式はかり、500kg以上の大型はかり等）</b> 事前調査で所在場所検査となった場合は、後日実施者より連絡が入り、検査員が出向いて検査実施します。	（一社）福島県計量協会 024-521-4035	各事業所 所在地  （料金が発生します）
10月22日（木） 9:30～11:00	<b>集合検査</b> <b>（500kg以下の一般小型はかり（機械式））</b> 事前調査で集合検査となった場合は、実施場所に対象はかりをご持参ください。	福島県知事 （福島県計量検定所） 024-521-7657	檜葉町コミュニティセンター  （料金が発生します）

### 【注意事項】

- ※ 電気式はかりは希望があれば集合検査も可能ですが、はかりの移動等で誤差が生じる可能性があるため所在場所検査をお願いしております。
- ※ 所在場所検査の手数料に関しては検査当日、現金によるお支払いが原則となりますが、場合によって後納（口座振替）も可能です。
- ※ 集合検査の手数料に関しては検査当日のお支払となります。支払方法は、現金または福島県収入証紙のみとなりますのでご注意ください。また、検査手数料は計量能力に応じて設定されていますので、2つの計量範囲を持つ復目量のはかりは2台分となります。

お問い合わせ先：檜葉町 産業創生課 産業創生係 0240-23-6105  
福島県計量検定所 024-521-7657  
（一社）福島県計量協会 024-521-4035